

前橋市総合防災マップを全面改訂しました

近年多発する大規模な洪水災害を受け、平成27年に国が水防法を改正しました。これに伴い、市内を流れる5つの水位周知河川（利根川、桃ノ木川、広瀬川、荒砥川、赤城白川）について、平成29年6月・7月に、県が想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を公表。この県が公表したデータに基づき、「前橋市総合防災マップ」を全面改訂しました。

1 主な改訂内容

- (1)主に土砂災害を警戒すべき北部と、主に洪水災害を警戒すべき南部に分け、自宅などで掲示しやすいようA1版の大きなサイズとしました。
- (2)洪水浸水想定区域について、群馬県が公表した「想定しうる最大規模の降雨（1000年に一度）」があった場合に浸水する区域に見直し、新たな5段階に色分けしました。
- (3)氾濫した河川の水流などで家屋が倒壊する恐れのある地域を、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）」として、新たに斜線で表示しました。
- (4)土砂災害危険箇所を「土石流危険区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険溪流」に色分けしました。

2 配布時期 広報まえばし5月1日号に合わせて每户配布予定

3 每户配布以外の配布場所

- (1)市役所危機管理室・各支所・市民サービスセンター
- (2)本市ホームページ（PDF形式で掲載する他、「さーちずまえばし（前橋市地図情報システム）」にも掲載）

本件に関するお問い合わせ先

危機管理室 危機管理係

電話 内線 / 2935
直通 / 027-898-5935